

憲法9条をめぐる解釈の原点と政策の現点

—「九条運動」論のための覚え書き(2)—

小林 武

目 次

はしがき 憲法9条をめぐる問題状況の概観

1 9条解釈の原点と政府見解の変転

(1) 9条解釈における学説の確認

(2) 政府解釈の変転の問題性

(以上、本誌183号)

2 現在の9条政策とその合憲性

(1) 自衛隊の「通常の軍隊」としての属性の具備——軍事裁判所と情報保全隊

① 自衛隊と「軍隊」

② 軍事裁判所設置の提唱

③ 情報保全隊による国民監視

(以上、本号)

(2) 「防衛力」と現状——「通常の軍隊」の存在

3 改憲の動向と「九条運動」の成立

むすびにかえて「九条運動」の課題にふれて

2 現在の9条政策とその合憲性

(1) 自衛隊の「通常の軍隊」としての属性の具備——軍事裁判所と情報保全隊

① 自衛隊と「軍隊」

(一) 前章で一瞥したように、政府の9条政策の基本論理、つまりその意味での9条解釈は、「自衛のための必要最小限度（「必要相当限度」とも）の実力（「自衛力」または「防衛力」とも）は憲法で保持することを禁じられている『戦力』には該らない」という見解を、1954年頃以降、現在まで一貫して基本に据えている。

それは、前稿（本誌183号）で掲げておいたいくつかの政府答弁で明らかであるが、なお補充して、1958年、72年および75年のものを付加的に掲げておきたい。

○ 「これは結局、戦力という言葉の使い方の問題になると思うのですが……が、戦力という言葉で、一定限度以上の実力を意味するものと考えるか、あるいはごく率直に言えば、いわゆるすべての実力、戦い得る力というものを戦力という言葉を使うか、こういうことも問題になると思うのでありまして、昭和27年の吉田内閣の当時のものは、一定限度以上の実力というものが戦力であるという解釈だと思うわけです。これは言葉の使い方になるわけでありまして、結局、警察というようなものは、それが戦い得る力に使い得る面においてはこれは戦力ともいえる、こういうことを申したわけでありまして。それで、鳩山内閣以来申し上げておりますことは、結局、憲法第9条で禁止しておられるいわゆる戦力というものは、自衛のため必要最小限度のものであれば、ここには含まれない、さように言っておるわけでありまして、これは本質的に言えば、私は言い回しの違いであって、程度としてはそれほど大きな差はないものと、かように考えておるわけでありまして。(1958年4月18日参議院内閣委員会・林修三内閣法制局長官答弁)

○ 「戦力について、政府の見解を申し上げます。

戦力とは、広く考えますと、文字どおり、戦う力ということでございます。

そのようなことばの意味だけから申せば、一切の実力組織が戦力に当たるといってよいでございますが、憲法第9条第2項が保持を禁じている戦力は、右のようなことばの意味どおりの戦力のうちでも、自衛のための必要最小限度を超えるものでございます。それ以下の実力の保持は、同条項によって禁じられてはいないということでございます。この見解は、年来政府のとっているところでございます。……吉田内閣当時における国会答弁では、戦力の定義といたしまして、近代戦争遂行能力あるいは近代戦争を遂行するに足る装備編成を備えるものという趣旨のことばを使って説明をいたしておりますが、これは、近代戦争あるいは近代戦と申しますか、そういうようなものは、現代における戦争の攻守両面にわたりまして最新の兵器及びあらゆる手段方法を用いまして遂行される戦争、そういうものを指称するものであると解しました上で、近代戦争遂行能力とは右のような戦争を独自で遂行することができる総体としての実力をいうものと解したものと考えられます。近代戦争遂行能力という趣旨の答弁は、第12回国会において初めて行なわれて以来第4次吉田内閣まで、言い回しやことばづかいは多少異なっておりますけれども、同じような趣旨で行なわれております。

ところで、政府は、昭和29年12月以来は、憲法第9条第2項の戦力の定義といたしまして、自衛のため必要な最小限度を超えるものという先ほどの趣旨の答弁を申し上げて、近代戦争遂行能力という言い方をやめております。それは次のような理由によるものでございます。

第1には、およそ憲法の解釈の方法といたしまして、戦力についても、それがわが国が保持を禁じられている実力をさすものであるという意味合いを踏まえて定義するほうが、よりよいのではないのでしょうか。このような観点からいたしますれば、近代戦争遂行能力という定義のしかたは、戦力ということばを単に言いかえたのにすぎないのではないかといわれるような面もございまして、必ずしも妥当とは言いがたいのではないか。むしろ、右に申したような憲法上の実質的な意味合いを定義の上で表現したほうがよいと考えたことでございます。

第2には、近代戦争遂行能力という表現が具体的な実力の程度をあらわす

ものでございまするならば、それも一つの言い方であろうと思えますけれども、結局は抽象的表現にとどまるものでございます。

第3には、右のようでございまするならば、憲法第9条第1項で自衛権は否定されておられません。その否定されていない自衛権の行使の裏づけといたしまして、自衛のため必要最小限度の実力を備えることは許されるものと解されまするので、その最小限度を超えるものが憲法第9条第2項の戦力であると解することが論理的ではないだろうか。

このような考え方で定義をしてまいったわけでございます。」(1972年11月13日参議院予算委員会・吉国一郎内閣法制局長官答弁)

○ 「総理の答弁の趣旨は……憲法第9条で、「戦力」という言葉、特に『憲法第9条第2項が保持を禁じている戦力』という言葉は、いま申し上げたような、自衛のための必要最小限度を越える実力、あるいは昭和29年当時においては、近代戦争遂行能力、最新の兵器を用いて現代の戦争を完全に遂行する能力でございますと、したがって、自衛隊の持つような実力はこれは憲法の禁じておる戦力ではございません、戦力という言葉を使うことは妥当ではございません、ということを申しております。内閣委員会等においても、自衛隊が持つ実力も憲法の禁じている限度以下において戦力と呼んでもいいではないかという御議論があったことは事実でございます。しかし、あくまで憲法では戦力の保持を禁じておるわけでございまして、自衛隊の持つ実力は憲法のその保持を禁じている戦力ではないということで貫いておるつもりでございます。」(1975年3月5日参議院予算委員会・吉国一郎内閣法制局長官答弁)

すなわち、「自衛のための必要最小限度」という定義の仕方は、すでに1958年の内閣法制局長官答弁にも顔を出しているが、その次に引用した1972年の答弁にあるように、政府は、1954年12月を境に、定義の仕方を明瞭に変更したのである。

そして、ここにいう「自衛のための必要最小限度」とは何を指すかについては、政府は、おおよそ、“他国に侵略的な脅威を与えるような攻撃的な武器は

保持できない”ことを意味する旨説明してきた。

○「自衛のための国力に応じ国情に応じた最小限度の防衛手段は持ち得るものである、こういう解釈のもとに、私は攻撃的な武器を持つということ、つまり外国に侵略の脅威を与えるようなものは持つてはならないが、最小限度の自衛力、各国家の固有の権利である自衛権を守るための必要最小限度の武器は持ち得るものであるという解釈をいたしておる。」(1957年2月20日衆議院内閣委員会・小滝 彬防衛庁長官答弁)

しかし、これは——たとえ、それ以前の「近代戦争遂行能力を備えたものを戦力という」とする説明を転換させたものであってもなお——、明確さに欠けた無定量の定義であるといえる。ただ、このあいまいさは、むしろ、定義をする側が思うままの解釈を施すことによって自己の政策を正当化するために意識的に採った手法であったと考えるべきであろう。このようにして、9条にかんする「解釈改憲」の大きな枠組みが設定されたのである。

(二) 事情がこのようであれば、「戦力」には該らず、「必要最小限度の実力」であるとされる自衛隊は、それなら「軍」(ないし「軍隊」)ではないのかという疑問に遭遇する。これについても政府の答弁がある。まず、早くも1960年前後の答弁において次のように述べていた。

○「いわゆる外部からの武力攻撃に対して、それに対抗する実力を持つというものを軍隊といえ、これも一種の軍隊かもしれない。しかし普通の外国の軍隊と違う点は、日本の憲法上そのあり方が自衛のために必要な限度に限られておることにある。こういうふうには政府としては解釈しておくわけでありませう。

この点は二つの面があると思います。一つは自衛のために必要な限度という自衛力の限度において、一つはその自衛力の行使のやり方において、この二つにおいて限界がある、かように考えておるわけでありまして、この点が外国にいわゆる普通の軍隊との違いである。これはもっと端的に言えば、いわゆる交戦権のあるなしということになると思います。普通の軍隊であれば、例えば戦争が起これば、その形勢によっては外国まで攻め込んでいって戦争

をすることは、国際法上何ら禁止されておられません。しかし日本の自衛隊においてはそういうことは憲法上できない。こういうところに一番大きな差がある、かように考えおります。」(1959年3月2日衆議院予算委員会・林 修三内閣法制局長官答弁)

○「自衛隊につきましては、自衛隊法に基づきまして、その任務あるいは権能等は詳しく規程されておるわけでございます。同時に、憲法9条の制約がかぶっておるわけでありまして。そういう意味におきまして、いわゆる普通の諸外国のそういう制約のない軍隊とは、私はやはり違うと思います。ただ、吉田内閣の当時において、吉田元総理が、軍隊という言葉を使うなら、あるいは軍隊といってもいいかもしれない、そういうことを言われたことはございます。しかし、やはり私たちとしては、普通の諸外国のものとは違う、交戦権がないとか、あるいは自衛隊法によってその任務が制限されている、あるいは制約されておる、そういう点において、やはり違うとは思いますが。国際的な関係においては、国際法のいろいろの規定によって、ある場合には、私は、国際法上軍隊あるいは軍艦に適用される法規が自衛隊法に適用される場合もあると思います。しかし、それだからといって直ちに諸外国の軍隊と同じようになるということはやはりないので、国内法的に任務が違い、あるいは権能が違い、あるいは憲法上の制約がある。そういう意味においては、そういうものがないものとは、やはり違う、かように考えます。」(1960年4月28日衆議院安全保障特別委員会・林 修三内閣法制局長官答弁)

比較的近時においても、説明は基本的に変っていない。

○「自衛隊は、憲法上必要最小限度を超える実力を保持し得ない等の制約を課せられており、通常の観念で考えられる軍隊とは異なるものとする。

また、自衛隊が国際法上『軍隊』として取り扱われるか否かは、個々の国際法の趣旨に照らして判断されるべきものであると考える。」(1985年11月5日・質問主意書に対する政府答弁書)

○「自衛隊というのは、外国による侵略に対し我が国を防衛する任務を有しているというものでございますけれども、憲法上必要最小限度を超える

実力を保持し得ないという制約を課せられているわけでごさいます、いわゆる通常という軍隊とは異なるものと考えております。しかしながら、国際法上におきましては、自衛隊もジュネーブ4条約にいう軍隊に該当する、こう考えているわけでごさいます、国際法上は軍隊として取り扱われるものと理解をいたしております。」(1996年4月4日衆議院安全保障委員会・白井日出男防衛庁長官答弁)

つまり、自衛隊は国際法上は軍隊であるが「通常の軍隊」ではない、というのである。その理由は、憲法上必要最小限を超える実力を保持しない等の制約を課せられていることによる、とされる。それでは、その制約とは何か。

この点で、1994年7月20日の衆議院本会議における村山首相答弁が、「文民統制、専守防衛、徴兵制の不採用、自衛隊の海外派兵の禁止、集团的自衛権の不行使、非核3原則の遵守、核・化学・生物兵器など大量破壊兵器の不保持、武器輸出の禁止」を挙げていたことが参考になる(前稿1(2)所掲)。もとよりこれは、自衛隊違憲を党是としていた社会党(当時)が、政府与党になるや合憲の態度に転じたことを正当化する論理として出されたものではあるが、半面では、憲法9条が不変の規範として存在している下では、そこにおいて強引に設定した軍事的実力組織に課せられざるをえない制約を説いたものであるといえよう。憲法9条のもつ拘束性を、そこに見るのである。

(三) このようにして、わが国自衛隊が何ほどか特殊な軍隊——「各国の軍隊とは区別される独特(sui generis)の組織」(安田 寛『防衛法概論』[オリエント書房・1979年]11頁)——であることが認められよう。先に挙げた政府の見解が自衛隊を「通常の軍隊」とは異なるとしているのも、そのことをいうものである(それに加えて、法律上一般の公務員と区別された公務員にのみ適用される軍法・軍紀律が存在しないこと、また軍事裁判所が存在しないことも補っておいてよいであろう)。ただ、村山首相答弁は、8個にわたって掲げたメルクマールのうちのいくつか、しかも専守防衛、海外派兵禁止、集团的自衛権の不行使など主要なものが空洞化していることに加えて、そこに挙げられたもの以外に、「通常の軍隊」が有している標識をわが国自衛隊も具えはじ

めたことを見落している。

すなわち、ここにいう「通常の軍隊」「普通の軍隊」「一般の軍隊」「本物の軍隊」、つまりは「軍隊」「軍」という物理的暴力（実力）を内実とする国家組織は、通例、① 対外的には、外敵に対して国家権力の発動として軍事力（武力）を、原理上何物にも拘束されることなく最高度に行使でき、② 国内においては、軍事行動に国民、国家と地方の諸機関に協力を義務づけることができ、そして、③ 軍隊構成員（軍人）がかかわる事件については、通常の裁判所・捜査機関の介入を排除して、独自の軍刑法・軍事裁判所（軍法会議）・憲兵隊など、軍固有の司法機関・捜査機関を保有することを特徴としている（参照、内藤 功〔編著〕『よくわかる自衛隊問題——「専守防衛」から「海外派兵の軍隊」へ』〔学習の友社・2009年〕2頁以下）。そして、これに照らして今日重要なのは、上記のうち、軍事裁判所の設置が論議され、また憲兵隊につながる情報収集部隊がすでに設置され活動していることである。

こうした自衛隊の、本物の軍への変貌を、以下、軍事裁判所と情報保全隊の問題について検討を加え、それをとおして政府の進めている政府の9条政策が同条の原点を根本的に踏み外しているものであることを明らかにし、今日の自衛隊が政府の憲法解釈に照らしてもとうてい合憲の祝福を享けることのできない存在であることの立証の一助にしたい。

なお、その前に、「軍隊（軍）」とは何かを明らかにしておくことが本来は望まれよう。筆者もこれを試みようとするものであるが、ただ、その定義について国際的に広く通用するような定説はないとされ、ごく一般的には、「一定の秩序をもって編成され、兵器を使って訓練をおこなう軍人の集団」を意味するとされる（たとえば参照、平凡社『世界大百科事典』〔1965年版〕第7巻85頁〔林 三郎執筆〕）。ただ、これでは広きに過ぎて、日本国憲法9条の理解を深めるためには適さず、やはり、さしあたり、解釈作業の水準で議論することになる。

その場合、9条2項の「戦力」が意味する軍隊または軍備とは、「外敵との戦闘を主要目的として設けられた、人的および物的手段の組織体をいう」とするのが標準的であるといえる（たとえば、樋口陽一『憲法〔第三版〕』

〔創文社・2007年〕143頁）。なお、これと少し異なり、軍隊を、「外敵の攻撃に対して実力をもって抵抗し、国土を防衛することを目的をして設けられる人的および物的手段の組織体をいう」（宮澤俊義〔芦部信喜補訂〕『全訂日本国憲法』〔日本評論社・1978年〕168頁。および、これにもとづいた芦部信喜〔高橋和之補訂〕『憲法（第四版）』〔岩波書店・2007年〕60頁）とする定義も有力に流布しているが、しかしそれは、建前としての国土防衛を、そのことを断わらないまま定義に用いている点で誤解を招くものとして、正しいとはいえないと考える。

この点で、長沼訴訟札幌地裁判決（1973年）は、次のように説示していた。——軍隊とは、「外敵に対する実力的な戦闘行為を目的とする人的、物的手段としての組織体」をいう。9条2項で保持が禁じられている「陸海空軍その他の戦力」は、「通常考えられる軍隊の形態」であって、自衛隊がそれに該るかどうかは、「それが、自衛または制裁戦争を目的とするものであるか、あるいは、その他の不正または侵略戦争を目的とするか」によってではなく「その客観的性質によって定められなければならない」ものであるところ、「自衛隊の編成、規模、装備、能力からすると」、それは明らかに先の定義に該当して軍隊であり、それゆえに憲法上認められるものではない、としており、間然するところはない。

そして、この長沼訴訟違憲判決ののち今日に至るまでの間、自衛隊の〈編成、規模、装備、能力〉は格段に強化されている。なお、こうしたメルクマールは、組織体の人員・編成方法・武器・訓練ないし教育および予算などの諸要素を総合的に考慮して判断する（参照、宮澤＝芦部・前掲書170頁）、ということになるであろう。この点は、後稿（2（2））でできるだけくわしく示すことを試みるが、いずれにしても、現在の自衛隊がすでに“立派な”軍隊であること、したがって憲法9条2項に違反する存在であることは、いっそう明白になっているといえる。

② 軍事裁判所設置の提唱

(一) 「通常の軍隊」は、軍にかかわる事件を自ら処理するための、通常の司

法体系に属さない特別の法的裁定装置をもつ。

軍は、戦闘に従事する集団として、軍記の維持を第一義とする。そのため、一般刑法とは別に軍法を定め、軍人・軍属の規律違反行為や犯罪行為に対しては、軍隊内の裁定機関によってこれを裁き、処罰する。——これが「軍」の論理ないし生理であるといえよう。この点につき、一書は次のように描写している。

すなわち、いう。「しかして、〔軍法に違反した軍人に対する即決裁判による〕処罰は、全軍を畏怖させるためことさらに峻烈に行われた。かつ、軍法は、敵前逃亡などの軍隊に特有の犯罪はもちろん、軍人が兵營の外で勤務外に一般の市民に対してした殺人、強盗などの普通犯罪にも及んだ。そのような行為も、社会秩序に対する攻撃であるより前に軍紀に対する違反であると考えられたからである。右のような軍法による即決裁判は、それを裁判と呼ぶことができるとしても、軍紀の維持の単なる手段にすぎず、当該事件において、何が法であるかをひたすら客観的に認識することを目的とする通常の裁判とは、かなり性質を異にするものであったということができよう」（安田 寛・前掲書 245 頁以下）。

つまるところ、軍法会議は、部隊指揮官の補助機関であることを本質としており、独立した司法機関とはいえない。わが国の場合も、戦前、「軍法会議」が、明治憲法 60 条にもとづく特別裁判所として設けられていた。長官は軍隊指揮官で、検察は文官である法務官があたったが、審判は大半、将校（判士）によっておこなわれた。わが国のものも、所詮、軍人、軍属の刑事事件を中心とした非違行為を軍隊内部で排他的・自己完結的に処理する機関であって、とくに戦時・事変の際の特別軍法会議では、弁護人も付かず、非公開で審判がなされ、かつ上訴制もなかった。この軍法会議は 1946 年に廃止されている。

(-) 日本国憲法の下では、特別裁判所を置くことおよび行政機関が終審として裁判をおこなうことがいずれも禁止されており（76 条 2 項）、戦前のような軍法会議が存在しうる余地はない。政府も、しばしば、わが国には軍法、軍法会議が存在しないことを、自衛隊が通常の軍隊と異なることの例として挙げてきた（たとえば、1970 年 5 月 12 日参議院内閣委員会・中曾根康弘防衛庁長官答弁）。

それにもかかわらず、近時、軍法会議と同様の軍事裁判所の設置が提唱されている。これには、軍事裁判所の設置を憲法改正の一内容として提案するものと、現行憲法下での導入を主張するものとのふたつがある。

改憲提案としては、2005年に自由民主党が発表した『新憲法草案』は、「軍事に関する裁判を行うため、法律の定めるところにより、下級裁判所として、軍事裁判所を設置する。」という条項（同草案76条3項）を含むものである。これは、現行憲法第2章（9条）を全面改正して、通常の軍隊としての「自衛軍」を保持することとし、その自衛軍が海外においても全面的な軍事活動をする体制をとることに合わせたものである。まさに、ここには、「本物の軍隊」は軍事裁判所を不可欠の付属物とするものであることが如実に示されている。

(三) これと並んで、現在の自衛隊に付置する軍事裁判所の導入が、現行憲法下でも可能であるとして、それを主張するものが見られる。それは、「解釈改憲」の大きな動きの中に属するものであるが、そのひとつを取り上げておこう（なお、以下は、実際の構想を筆者において整理しなおしたもので、名称も、筆者が仮に「防衛裁判所」とした。つまり、一種の仮定であることをお断りしておきたい）。次のごとくである。

現在、自衛隊にかんする独立の裁判制度は存在していない。自衛隊内には、部内の秩序維持に従事する警務隊が置かれているが、それは、司法警察職員として職務を行うにすぎず（自衛隊法96条）、自衛隊員に対する起訴については、他の市民の場合と同様、それを決定する権限は検察官の独占するところであり（刑事訴訟法247条）、裁判も、同様に一般の司法裁判所が管轄している。しかし、自衛隊は、自己完結型組織であるという性格上、自らその規律の維持と防衛力侵害の防止にあたるべきであって、そのためには、高度の軍事的知識をもつ専門裁判所として「防衛裁判所」（仮称）を設置し、自衛隊員による規律違反行為および民間人を含む者による防衛力侵害行為にかかる刑事事件については、同裁判所がもっぱら管轄することとしなければならない。

そして、この防衛裁判所は、①構成は、事案に対する自衛隊の見解を適切に反映させるために、一般の裁判所の裁判官と同一の資格をもつ職業裁判

官1名と、一定階級以上の軍事に精通した自衛官から選任される裁判員4名の計5名による合議体とし、判決は単純多数決によること、②一般の刑事裁判における検事の役割は、自衛官である法務官がこれにあたること、および、③審級は、訴訟の迅速化の要請に照らして2審制とし、第1審たる防衛裁判所の判決に対しては最高裁判所に上告する道を開いておくこと、等を内容とする制度とすべきである。

こうした構想は、自衛隊の憲法適合性については仮に政府解釈を前提とするにしても、受容されえないものであることが、先に述べたところからも明白である。縷言するなら、自衛隊を合憲だとする政府の公定解釈をもってしてもなお、それは、通常の軍隊として認められたものではなく（その一例が、前出・1985年11月5日提出の答弁書）、憲法による強い拘束を受けた実力組織に他ならない存在なのである。

軍事裁判所についても、本来なら、軍というものの本質、あるいは軍事的合理性の観点からすれば、軍独自の裁判機構を、一般の裁判所から切り離して設けることが必要不可欠とされよう。この提唱に掲げられたような、軍はその規律の維持と軍事力侵害の防止を自ら行う自己完結型の組織であることから、軍人等による規律違反行為および民間人をも含む者による軍事力侵害行為については軍自身で裁判すべきであるという考え方は、いかにも軍の本質に即したものであるといえる。各国においても通常裁判所の管轄権の外に軍事裁判所を置いている例は多く見られ、先述の明治憲法期に特別裁判所として存在した軍法会議も、これに属するものである。

しかし、日本国憲法の下では、自衛隊関連事件の裁判権を一般の司法裁判所の管轄外に置くことについても、自衛隊という軍事力を市民が統制するという、文民統制（シビリアン・コントロール）の原則に反するものとして憲法上認められないことが明らかである。

（四）憲法解釈上、「防衛裁判所」を現行憲法下の司法制度の中に導入しようとする提案につき直接問われるのは、それが76条2項によりその設置が禁じられている「特別裁判所」に該るか否かである。

憲法76条は、「すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより

設置する下級裁判所に属する。」(1条)と定めて、通常の司法裁判所が司法権全体を行使することを明らかにし、それを、いわば裏から、より徹底させるために、2項で、「特別裁判所は、これを設置することができない。」と規定している。ここにいう特別裁判所とは、特別の人間または事件について裁判するために通常裁判所の系列から独立して設けられる、自己完結的な裁判機関であり、明治憲法期の、前出の軍法会議や皇室裁判所、行政裁判所、また外地法院などが例として挙げられる。日本国憲法が特別裁判所を禁止した目的は、法定の裁判官の裁判を受けることができるという、法の下での平等の原則に支えられた国民の権利を保障し、また、裁判所による法の解釈の統一を図り、もって法の支配を徹底させようとするところにある。したがって、それは、とくに14条および32条の趣旨から必然的に導かれるものである。

では、「防衛裁判所」は、上に述べた特別裁判所の標識に照らしてどのように評価されるべきであろうか。それが、「自衛隊員による規律違反行為および民間人を含む者による防衛力侵害行為にかかる刑事事件」という、特定の身分あるいは事件を、「もっぱら管轄する」裁判所として構想された機関である点において、特別裁判所としてのメルクマールを具えていることは、その限りで明瞭である。論じるべきは、「防衛裁判所」が通常裁判所の系列から独立して設けられるものであるか否かであろう。

構想によれば、① 構成は、通常裁判所の裁判官と同一の資格をもつ職業裁判官1名と、自衛官から選任される裁判員4名とによる合議体であり、② 検事役には自衛官である法務官があたり、そして、③ 審級は2審制とし、最高裁へ上告できるようにする、といった内容のものが構想されている。そのうち、③の制度は、防衛裁判所を最高裁判所の下級審として位置づけることで通常裁判所の組織体系に連絡されるものであり、この点では、76条2項の禁止を免れようとするものといえる。2審制であることも、その妨げとはならないであろう。しかし、①は、通常裁判所の裁判官と同じ資格をもった裁判官は1名にすぎず、同人と、「裁判員」という形で加わった4名の自衛官とで合議体を構成し、単純多数決で裁判をおこなうというのであるから、それは、通常裁判所の裁判官と同じ身分の者により成る裁判体とはどうい言い方がたい。

②の、検事の役割を自衛官がつとめる仕組みも、防衛裁判所の自己完結的組織としての性格を補完する要素となっている。

総じて、提唱されたような「防衛裁判所」は、憲法 76 条 2 項の禁止する特別裁判所にあたり、こうしたものの設置が許される余地はない。

(四) このように、「防衛裁判所」、つまりは軍事裁判所構想のもつ憲法上の問題は重大である。それは、「防衛力侵害行為」をしたとされる民間人をも含め、軍事上の刑事事件をすべて軍内部で処理する「自己完結型」の裁定機構であり、日本社会の中に市民のコントロールの及ばない部分社会—— 鬼子 —— を現出させることになる。また、軍事に精通した自衛官を裁判員として加えることも提唱されているが、それは、裁判への市民参加を理念とする裁判員制度とは以て非なるものである。結局、防衛裁判所構想の担う役割は、明文改憲による本格的な軍法の制定、軍事裁判所・軍法会議の設置への橋わたしを「解釈改憲」によって果たそうとするとところにある、と考えられるのである。

③ 情報保全隊による国民監視

(一) 戦闘組織である軍にとって、諜報活動、情報の収集・監視活動の重要性は、国家諸機関の中で比較にならないほど高い。自衛隊も、実質上の軍隊として「情報保全」(counter intelligence)の活動をおこなっており、当初、その中心部署は陸海空各自衛隊の「調査隊」であったが、2003年に、防衛庁長官直轄の「陸上〔海上／航空〕自衛隊情報保全隊」に再編強化された。それは、自衛隊の機密保全・漏洩防止のための対応を本来の任務としたものであるはずである。「陸上自衛隊情報保全隊に関する訓令」(2006年3月27日施行)でも、その「情報保全業務」は、「秘密保全、隊員保全、組織・行動等の保全及び施設・装備品等の保全並びにこれらに関連する業務」(第2条)とされている。しかしながら、すぐ後に述べるように、国民を監視の対象にした情報収集活動が大規模におこなわれていることが、2007年6月、国会において内部文書が公にされることで明らかにされた。

その後、陸海空三自衛隊の情報保全隊は、2009年8月1日付で統合幕僚長直轄の部隊として新編され、名称も「自衛隊情報保全隊」に改められた。これ

は、それまで陸海空三自衛隊にそれぞれ設けられていたものを統合して共同の部隊とし、所要の増員をおこなう措置であり、この新たな編成によって、自衛隊に対する「諜報活動」(スパイ活動)にかんする情報の効率的な収集・集約・分析・共有が可能になる、と防衛省は説明している。そのためとくに、「カウンターインテリジェンス室」(自衛隊情報保全隊への新編成が構想されていた時点では「防諜委員会」という名称が考えられていたという)を設けて、情報保全体制の強化がはかられている。このカウンターインテリジェンス室は、自衛隊情報保全隊とともに、防衛大臣に直属するとされている。こうした新編成は、結局、秘密保護体制の強化をはかるものであって、軍事情報に対する情報公開請求の制限をもたらすことにもなる。

(二) さて、三自衛隊それぞれに情報保全隊が置かれていた時期になされたことであるが、2007年に明るみに出た陸上自衛隊情報保全隊(以下ここではたんに「情報保全隊」という)の国民監視活動は、それまで国民が全く知らなかったものであり、戦前・戦時の憲兵政治の再来を彷彿とさせるその内容は私たちの心胆を寒からしめるに余りあるものであった。明らかになったのは、2004年1月7日から2月25日までの、また2003年11月24日から2004年2月29日までの、それぞれ情報保全隊の活動記録であるが、この内部文書が2007年に日本共産党に提供され、同党の志位和夫委員長が同年6月に国会で公表した。防衛庁(当時)側は、これらの文書の信憑性を否定していない。

上記の期間には、アメリカ等によるイラクに対する攻撃がおこなわれ、わが国政府がこれに自衛隊派兵に応じたことに対する国民の反対運動が全国に広まり、派兵差止めを求める訴訟も各地で提起される状況があった。情報保全隊は、この運動の調査を中心的な任務に位置づけ、特別の態勢で監視をおこなった。そして、それ以外にも、医療負担増や年金改悪また消費税増税に対する反対、国民春闘のとりくみなど、自衛隊とは関係のないさまざまな市民運動にも情報収集の手を伸ばしている。

すなわち、情報保全隊の監視対象は、「反自衛隊活動(反自活動)」と位置づけられ、自衛隊にとっての障碍とみなしたものすべてに拡がっている。それは、実に広範囲にわたっており、たとえば、仙台地方裁判所に対して情報保全隊の

監視活動の停止（差止め）等を請求する訴え（平成19年（ワ）第1648号、平成20年（ワ）第430号）を提起した原告ら訴訟代理人の2008年10月20日付準備書面『陸上自衛隊情報保全隊の国民監視の実態』によれば、次の9点に整理されている。——① 自衛隊イラク派遣反対の活動をする国民、自衛隊に対する苦情申入れをする国民、② 政府の方針に反する活動をおこない、自衛隊に直接・間接に影響を及ぼす国民、③ 自衛隊イラク派遣への地方議会・議員の対応、国会議員の活動、④ イラク派兵にかんするマスコミの取材活動、⑤ イラク・湾岸戦争関係の写真展、⑥ 成人式における人々の動向、⑦ 大学のキャンパス内での表現活動等、⑧ 日本弁護士連合会および各弁護士会の活動、⑨ その他、インターネットサイト、意見広告、官舎へのビラ配布等々、である。つまり、自ら調査しようとするものすべてを対象としているといえよう。

以上に項目を整理したが、その中では特徴的な点を抜き出しておこう。

——情報保全隊は監視対象を色分けして把握し、かつ国民の運動のあらゆる分野を対象にしていること。すなわち、内部文書は、国民の運動について、記号を使いながら、日本共産党および同党系の労働運動・市民運動（P）、社会民主党および同党系の労働運動・市民運動（S）、民主党および連合系労働組合ならびに関連の市民運動（CL）、以上に区分されない市民運動（CV）、その他市民運動、個人、地方議員の動向（「その他」）、新左翼の運動（NL）、というように、区分した上であらゆる分野に調査を及ぼしているのである。

——社会的に著名な映画監督、画家、写真家、ジャーナリストなどを対象にしていること。

——仏教やキリスト教関係の平和運動、また、ものみの塔（エホバの証人）の活動も監視されていること。

——とくにイスラム系団体に対して組織的で一貫した監視がなされていること。

——イラク戦争反対の活動をしている個人については、たとえば、長い教師歴をもつ女性は、系統的な監視を受けていることを知って、裁判所に次のように訴えている。「私は」自衛隊そのものに反対していたわけではなく、むしろ、自衛隊が日本の国民を守るものであること、自衛隊員が戦地に行って血を

流すことがないように願っての行動だった。また、教え子の自衛隊員がイラクで命を落とすことにならないか、自衛隊員の母親はどんなに心配しているかと思ひ、行ったことであった。にもかかわらず、その活動が『反自衛隊』活動として監視対象とされていることが明らかになり、自衛隊は国民のためにあるのではなかったこと、平和のためにあるのではなく戦争を願う人々のために存在するというを肌で感じ、不安を感じた。」と（2009年4月22日付準備書面（8））。ここには、情報保全隊の監視活動が個人の生きる信条、ひいては人間の尊厳をいかに傷つけているかが如実に示されている。

—— 自衛隊演習場付近の一住民が、「射撃で家が振動する。射撃を中止してもらいたい」等と苦情電話をしたところ、「反自活動」と位置づけられ、自衛隊は同人を特定する調査をおこなったこと。

—— 各地の市議会が採択するイラク派兵反対の意見書にも注目し、その経緯や賛成議員の氏名も調査し記録していること。

—— 国会議員では、民主党の益子輝彦参議院議員が2004年1月25日に福島県郡山市内で開催された隊友会郡山支部新年会の来賓祝辞の中で、「自衛隊のイラク派遣は憲法違反であり、派遣に反対」と話したことを「反自活動」と位置づけて記録していること。

—— 地方議会議員についても、宣伝・ビラ配布を監視し、氏名、肩書、配布したビラの内容などを詳細に特定していること。

—— 沖縄弁護士会がおこなったイラク派兵反対のビラ配布活動も監視し、それが日弁連の全国活動の一環としておこなわれたことまで記録していること。

ここに掲げたのは、主要なものにとどまる。とはいえ、その限りでも、問題は実に大きい。底辺にあるのは「反自」活動をする国民」というとらえ方であるが、これはまことに戦前の「非国民」のレッテル貼りと同じ本質をもつそのであることを、とりあえず指摘しておきたい。

ついで、監視活動の場と時であるが、地域は、文字どおり日本全土に及んでおり、また、その期間は、調査隊の時代から間断なくおこなわれており、現在も継続している。この内部文書が明るみに出された国会で、情報保全活動について、久間防衛大臣は、自衛隊法にもとづく正当な任務として「絶えず」おこ

なっているとし、守屋防衛事務次官は、防衛省設置法にもとづく調査研究であると答弁して、これを修正する姿勢は見せていない。

また、監視の方法としては、全国各地に配置された情報保全隊員または関係者が直接現場に臨むことが多い。それは、全国規模で同時並行的になされ、かつ日常的・恒常的・継続的に遂行されている。加えて、警察から情報の事前提供を受けるなど、国家・地方自治体の機関と連携しておこなわれている。

そして、このようにして得られた情報は、整理・保管され、自衛隊内部で共有化し、将来の国民監視活動を効率的に実施するために活用されている。

——以上、166頁に及ぶ内部資料について、2008年10月20日付原告側準備書面（「陸上自衛隊情報保全隊の国民監視の実態」）を参考にしつつ、その要点のみを摘示したが、それが物語るものは、原告側2009年11月2日付『立証計画書』が摘示しているように、国の監視行為が偶発的・単発的・一時的なものではなく、計画的・組織的・継続的であることを特徴としており、それが、とくに軍事的権力によっておこなわれていることで、人権侵害は殊更に深刻なものとなっているのである。したがってまた、原告らは、違憲の政府行為の是正を求めるといふ、むしろ憲法尊重擁護の実践をしているものであるにもかかわらず、その表現行為を反自衛隊・反国家的言動として監視・選別されたわけであるから、そこに生じた憲法上の人権侵害は、自衛隊の本質ないし今日の役割と深く結びついたものとしてとらえるべきであろう。

このような国民の日常生活への自衛隊による監視活動がおこわれていたとは、にわかに信じがたい思いがする。それは、自由国家のあり方を覆えし、軍事国家・管理国家を現出させるものであって、立憲主義の憲法秩序そのものの蹂躪であるといわなければならない。つまりは、戦前の「憲兵政治」を再現させ、新しい軍国主義へと日本を歩ませるものである。そして、こうした国民監視が今も続けられているとなると、背筋が寒くなる思いを禁じ得ない。

これが憲法の下で許されるべくもない権力行使であることはいうまでもないが、さらに、少し具体的に論じておこう。

(三) まず、憲法の人権保障に対する多岐にわたる違背が問題となる。整理しておこう。

すなわち、① 憲法13条に淵源するプライバシーの権利は、何人も公権力によって自らの肖像、さらに政治的思想信条にかかわるような一切の個人情報を取得されない自由を含むが（参照、京都府学連事件最高裁判決〔最大判1969.12.24刑集23巻12号1625頁〕）、情報保全隊の監視活動はこれを侵害するものである。また、個人情報の国家機関への提供や同一省庁内であっても個人情報の開示が許されないことは、裁判例上も明らかである（参照、早稲田大学江沢民講演会名簿提出事件〔最二判2003.9.12民集57巻8号973頁〕および防衛庁情報公開請求者リスト庁内開示事件〔新潟地判2006.5.11〕）。情報保全隊の所為は、これに違背している。

② 19条の思想・良心の自由の保障は、公権力が、個人が内心において抱いている思想について直接または間接に調査し、それを推知することを禁じている（私人間の事案であるが国家と私人の間ではより明瞭に妥当する法理を述べたものとして、参照、三菱樹脂事件東京高裁判決〔1968.6.12判時523号19頁〕）。個人の市民集会への出席やそこでの発言を調査し記録することは、内心の自由を侵害する。なお、情報保全隊の監視は宗教団体になされているが、それは、上記に加えて、20条の信教の自由に対する侵害も惹起する。

③ 21条に保障された集会・結社、言論・出版などの表現の自由が、情報保全隊の監視活動によって危殆に頻することになる。それが市民の表現活動に重大な萎縮効果を及ぼすことは推測するに難くない。さらに、表現の自由から導かれる国民の知る権利が制限され、また、報道機関にとっては取材の自由・報道の自由に攻撃が加えられることになる。なお、地方議会における議員の活動までも監視の対象にされているが、それは、議員の自由な表現活動を脅かし、ひいては地方政治の憲法原則（第8章）を侵蝕するものといえる。

以上のような憲法違背の論点は、いずれも重大である。ただ、それらが、市民が情報保全隊の調査・情報収集活動の差止めと損害賠償を訴求するに足る直接的根拠となりうるかについては、慎重な検討が必要とされよう。ちなみに、内部資料が明るみになった年の10月に日本弁護士連合会が出した『陸上自衛隊による市民監視についての意見書』（2007年10月23日）は、上掲の諸争点のうち、憲法19条、21条、13条の順に、それぞれの合憲性について強く疑問を呈し

ながらも、結論として、憲法の「趣旨」に反するというにとどめた上で、行政機関個人情報保護法（「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」）を取り上げてその違法を指弾するという論じ方をしている。

すなわち同法3条1項の、「行政機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するために必要な場合に限り、かつその利用の目的をできる限り特定しなければならない。」という規定に照らすなら、個人の市民集会等での発言を調査を記載し、またデモ参加者の容姿等を撮影して記録したことは、法令の定める所掌事務である情報の保全にとって必要とはいえず、上記条項に反する、として違法を結論づけているのである。この口弁連意見書の結論部分を紹介しておこう。——「以上のとおり、陸上自衛隊情報保全隊及び陸上自衛隊東北方面情報保全隊による市民及び市民運動の監視は、憲法の趣旨及び行政機関個人情報保護法3条1項に反する違法なものであると言わなくてはならない。／よって当連合会は防衛省に対し、直ちに、このような監視活動を全面的に中止するとともに、今回の監視活動につき第三者機関を設置して調査をした上で、その調査内容及びその結果をすべて公表することを強く求めるものである。」〔／は改行〕というものである。

同意見書をめぐって、筆者は、その違法論は正当であると考えるが、憲法論にかんしては飽き足らない思いを禁じ得ず、かような活動までおこなうに至った自衛隊はもはや政府解釈に拠っても憲法の枠内には収まりがたいことを結論すべきであると考えるものであるが、それに入るに先立ち、そもそも監視活動には法律上の根拠が具わっているかを問うておかなければならない。

(四) これにかんして、本件訴訟の被告国は、次のような法令等を挙げている(2009年12月9日付答弁書。法令等は2003年ないし2004年当時のもの)。

「自衛隊法3条1項は、自衛隊の任務の一般的規定として『自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。』として規定し、防衛庁設置法5条柱書は、『防衛庁の所掌事務は、次のとおりとする。』として、同条1号には『防衛及び警備に関すること。』2号には『自衛隊（自衛隊法第2条第1項に規定する自衛隊をい

う。以下同じ。)の行動に関すること。』、3号には、『陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の組織、定員、編成、装備及び配置に関すること。』と、その所掌事務の内容を掲げ、更に同条4号において『前3号の事務に必要な情報の収集整理に関すること。』と規定している。以上のとおり、自衛隊の行動等に関し、必要な情報の収集整理に関することは、防衛庁の所掌事務に属する。

他方、陸上自衛隊情報保全隊の任務については、以下のような規程が定められている。すなわち、自衛隊法23条は、『本章に定めるもののほか、自衛隊の部隊の組織、編成及び警備区域に関し必要な事項は、政令で定める。』と規定し、その『政令』である自衛隊法施行令32条は、『本章に定めるもののほか、自衛隊の部隊の組織、編成及び警備区域に関し必要な事項は、長官が定める。』と規定する。そして、これら規定を受け当時の防衛庁長官によって定められた陸上自衛隊情報保全隊に関する訓令は、その3条において、『情報保全隊は、陸上幕僚監部、陸上幕僚長の監督を受ける部隊及び機関並びに別に定めるところにより支援する施設機関等の情報保全業務のために必要な資料及び情報の収集整理及び配布を行うことを任務とする。』と規定し、その『情報保全業務』の意味について同訓令2条1号で『情報保全業務、秘密保全、隊員保全、組織・行動等の保全及び施設・装備品等の保全並びにこれらに関連する業務をいう。』と規定している。

これらの法令等による陸上自衛隊情報保全隊の情報収集における具体的な任務は、自衛隊に対する外部からの働きかけ等から部隊を保全するために必要な資料及び情報の収集整理、職員と各国駐在武官等との接触状況に係る資料及び情報の収集整理、部隊等の長による身上把握の支援等にあることなる。」

以上、長文の引用をしたが、しかし、そこに掲げられている規定は、すべて、組織規範であって、行政機関が行政活動をなすに際してこれがなければ行政機関は当該活動をなしえないとされる根拠規範(授權規範)ではない。すなわち、それは、情報保全隊が国民の権利・利益を制限する活動をするについての要件や限度等を定めたものではないのである。(なお、自衛隊法79条の2が治安出

動下令前におこなう情報収集について定めているが、これは、特定かつ限定された場面・場所における情報収集をいうものであって、今問題にしている情報保全隊の活動とは関連がないものである。

実は、この根拠規範にかんして、被告国側はその不存在を自認している。情報保全隊の「情報収集活動については、法的な根拠を有するものであるが、上記防衛庁設置法等は、機関間の権限配分を定めた本質的に組織規範であって、根拠規範ではなく、上記情報収集活動は根拠規範に基づくものではない。」というのである。それで、国側主張の力点は、「侵害留保」説を用いた正当化論に置かれていて、興味深い。

すなわち、国側答弁書は、先の引用に続けて次のようにいう。——「しかしながら、法律の留保の原則もいかなる行政作用についても根拠規範を要するものではなく、国民に義務を課したり、国民の権利を制限する侵害的な行政作用についてのみ法律の根拠（根拠規範）を要するとするにすぎない（いわゆる侵害留保説）。／原告らの主張する、『活動監視活動』の意味は明らかではないが、陸上自衛隊情報保全隊が行っている情報収集のための活動は、何らの強制を伴うものではなく、その意味で国民の権利を侵害しない範囲内において実施されているものである。」（／は改行）と述べたものである。

これを説明し直すなら、法律の留保の原則は、国民に義務を課し・権利を制限する侵害的な行政作用についてのみ法律の根拠（根拠規範）を要するとするものであるところ、陸上情報保全隊のおこなっている情報収集活動は、何らの強制を伴うものではなく、その意味で国民の権利を侵害しない範囲で実施されているものであって、根拠規範を必要としない、というものである。

しかしながら、日本国憲法下では、上記の国側主張のような侵害留保説は妥当でない。すなわち、憲法は、国民に対して法律によっても奪われることのない不可侵の権利を保障しているのであるから、仮に、侵害留保説に立って、国民の憲法上の権利が制限される場合法律によらなければならないというとき、その法律には憲法自体にもとづく制限根拠が必要であって、その根拠をもたない法律は違憲とされる。すなわち、「憲法への留保」が求められるのである。

さらに進めて、法律による行政の原理を民主的機関としての国会の国権最高

機関性にもとづいて徹底させている日本国憲法の趣旨を正しく汲むならば、国民の権利を侵害しない行政利用を含むすべての行政権力の行使に法律の根拠が要求されると解すべきで、全部留保説が妥当とされよう。法的根拠にかんする国側主張は成り立たないものといわなければならない。

(四) これを踏まえ、情報保全隊の国民監視活動を根拠づける規範の制定が日本国憲法下で果たして可能であるかが問われることになる。その場合に避けて通れないのが、平和的生存権と9条を核とした憲法の平和主義であろう。

平和的生存権、すなわち憲法前文第2段末尾にいう、「全世界の国民が〔有する〕、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利」は、今日では、「全ての基本的人権の基礎にあってその享有を可能ならしめる権利」（イラク自衛隊派兵訴訟の名古屋高裁2008年4月17日判決）であることが確認されている。そして、それは、同じ名古屋高裁判決によれば、その自由権の態様として、9条違反の戦争遂行・武力行使・戦争準備行為による生命・自由の侵害、その危険、また現実的な戦争等による被害や恐怖にさらされるような場合には差止め請求や損害賠償請求の根拠となりうるものとされる。これに照らすとき、情報保全隊による市民生活の調査監視・情報収集活動の根拠となる規範を制定しうる余地のないことが判明する。

そして、この平和的な生存権は、憲法9条に違反する国家行為がなされるときにその侵害が惹起されるという規範構造上の関係にある。それゆえ、各市民は、そのことをもって、自らの主観的権利の侵害を主張して司法提訴をなしうる。とすれば、情報保全隊の国民監視活動の違憲を論じるにあたって、根源的に、自衛隊を設置・運用している国家行為——つまり9条政策の現点——の憲法適合性を正面から論及しなければなるまい。

われわれは、この点について、本稿では、軍事裁判所および情報保全隊をとりあげて、自衛隊の「今」は、政府の憲法解釈に拠ったとしても合憲とされる余地のないものであることを明らかにしたが、さらに、自衛隊の今日の「編成、規模、装備、能力」についてできるだけ詳しく解明しておくべきであろう。解釈作業に従事する法律家の手に余るこの仕事は容易なものではないか、ひきつづく課題としたい。

参考文献（前稿で掲載したものを除く）

- 愛敬浩二『改憲問題』（ちくま新書・2006年）
- 浅井基文『集团的自衛権と日本国憲法（集英者新書・2002年）
- 植村秀樹『自衛隊は誰のものか』（講談社現代新書・2002年）
- 梅林宏道『在日米軍』（岩波新書・2002年）
- 江畑謙介『日本の軍事システム——自衛隊装備の問題点』（講談社現代新書・2001年）
- 我部政明『日米安保を考え直す』（講談社現代新書・2002年）
- 小林直樹『憲法第九条』（岩波新書・1982年）
- 佐瀬昌盛『集团的自衛権——論争のために』（PHP新書・2001年）
- 多木浩二『戦争論』（岩波新書・1999年）
- 長谷川正安『昭和憲法史』（岩波書店・1961年）
- 長谷部恭男『憲法とは何か』（岩波新書・2006年）
- 半田 滋『「戦地」派遣——変わる自衛隊』（岩波新書・2009年2月）
- 前田哲男（編）『岩波小辞典 現代の戦争』（岩波書店・2002年）
- 前田哲男＝飯島滋明（編著）『国会審議から防衛論を読み解く』（三省堂・2003年）
- 最上敏樹『人道的介入——正義の武力行使はあるか』（岩波新書・2001年）
- 森 英樹『国際協力と平和を考える50話』（岩波ジュニア新書・2004年）
- 安田 寛『防衛法概論』（オリエント書房・1971年）
- 安田 寛＝西岡 朗＝宮澤浩一＝井田 良＝大場 昭＝小林宏晨『自衛権再考』（知識社・1987年）
- 吉田 裕『日本の軍隊——兵士たちの近代史』（岩波新書・2002年）
- 渡辺久丸『兵役拒否の人権化は世界の流れ——国際人権法・憲法からみる』（文理閣・2009年11月）
- 『政治学事典』（平凡社・1954年）「軍隊」の項〔石田 雄執筆〕
- 『世界大百科事典』第7巻（平凡社・1965年）「軍隊」の項〔林 三郎執筆〕
- 青井美帆「9条・平和主義と自衛隊」安西文雄（執筆代表）『憲法学の現代的論点〔第2版〕』（有斐閣・2009年8月）83-113頁
- 新井 章「平和的生存権の新たな展開——長沼訴訟からイラク派兵違憲訴訟へ」法と民主主義441号（2009年8=9月号）68-72頁
- 浦田一郎「政府の憲法解釈とその変更——国会・内閣・内閣法制局」浦田＝只野雅人（編）『議会の役割と憲法原理』（信山社・2008年）125-142頁
- 浦田一郎「MSA 論議前の『対内的実力に関する近代戦争能力遂行論』——自衛力論

憲法9条をめぐる解釈の原点と政策の現点

- 前史」渡辺洋三追悼論集『日本社会と法律学——歴史、現状、展望』（日本評論社・2009年3月）3-19頁
- 浦田一郎「近代戦争遂行能力論の意味転換——自衛力論前史」浦田=清水雅彦=三輪隆（編）『平和と憲法の現在——軍事によらない平和の探求』（西田書店・2009年4月）109-130頁
- 岡本直也「第9条——特に平和的生存権の現代的意義について」東京大学法科大学院ローレビュー vol. 3（2008年）57-72頁
- 奥野恒久「平和的生存権の現段階——イラク派遣違憲訴訟、名古屋高裁判決を中心に」日本の科学者 vol. 44 No. 11（2009年11月）38-43頁
- 川村俊夫「政府の九条解釈変遷と今日の焦点」月刊憲法運動 383号（2009年8月号）20-32頁
- 内藤 功「安保50年と憲法——日米同盟解消と『伊達判決』の生命力」月刊憲法運動 387号（2010年1月号）20-28頁
- 布施祐仁「自衛隊・経済的徴兵制の足音」世界 2009年8月号 227-236頁
- 山田 朗「総選挙後の情勢と自衛隊の海外派兵——検証：田母神問題・ソマリア派兵・弾道ミサイル“防衛”」月刊憲法運動 385号（2009年11月号）11-23頁
- 法と民主主義 431号（2008年8/9月号）
特集：自衛隊イラク派兵違憲判決をどう生かすか
- 法と民主主義 438号（2009年5月号）
特集Ⅰ：「平和的生存権」その深化を問う
Ⅱ：自衛隊のソマリア派兵を問う
- 法と民主主義 439号（2009年6月号）
特集：平和外交と日本国憲法9条

（未完）

